

# 学校と家庭・地域のより良好なパートナーシップの構築に向けて ～「学校における保護者等対応ガイドライン」を策定しました～

## 保護者・地域の皆様へ

- 日頃から、学校への御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
- 県教育委員会では、学校と家庭・地域のより良好なパートナーシップの構築に向けて、「学校における保護者等対応ガイドライン」を策定しましたので、さらなる学校への御理解をお願いします。

## なぜガイドラインを策定するの？

- 本県では、コミュニティ・スクールを核として、学校と家庭・地域が相互理解を図りながら、連携・協働し、子どもたちの学びや育ちを支える取組を進めています。
- こうした中、近年、学校への要望が複雑化し、長時間の対応が必要になる事例も発生しており、教職員が子どもたちと向き合う時間に影響が及んだり、教職員の尊厳や勤務環境が害されたりするような課題も生じています。
- こうした状況を踏まえ、学校と家庭・地域が、より良好な関係で子どもたちを育てていくためにガイドラインを策定しましたので、御理解と御協力をお願いします。

## どのような課題が生じているの？

教職員を対象としたアンケート調査では、回答者の22%の教職員が「社会通念上不相当な要望等を受けた（と感じた）ことがある」と回答しています。

【社会通念上不相当な要望等の行為】  
① 暴言・侮辱など（68%）  
② 長時間の拘束（48%）  
③ 大声での威圧（47%）  
(アンケート調査結果：複数回答あり)



## 基本的な対応はどのようになるの？

- 面談や相談等は、時間や対応者など、一定のルールを基本として実施します。  
(原則として、平日の放課後に、適正な時間の範囲内で実施します)
- 面談や相談等は、児童生徒のために対応すべき課題を明確にして行うとともに、その解決に向けて学校として組織的に対応します。
- 長期間にわたり過度な要求を繰り返される場合など、必要に応じて、教育委員会や心理・法律等の専門家と連携して対応します。



## 保護者や地域はどのようなことに気をつける必要があるの？

### 適切な表現・声量

怒鳴るなどの言動はお控えください。学校ができないこともあることを御理解ください。

### 適切な時間内の御相談

御相談は時間内に、過度に長時間の御相談はお控えください。

### SNSでの拡散

児童生徒や教職員を傷つけるSNS投稿はお控えください。

